

令和4年9月7日

学生及び保護者 各位

沖縄工業高等専門学校
事務部長・(併) 学生課長 藤元 高德
(公印省略)

令和4年度後期授業料免除について（通知）

このことについて、令和4年度後期授業料免除の募集を下記の区分に応じて行いますのでお知らせいたします。

前期授業料免除から継続して申請又は新規で申請希望の方は、下記及び別紙「令和4年度後期授業料免除申請要項」をご確認の上、所要の手続きを行うようお願いいたします。

なお、授業料免除を申請した場合、採否結果が確定するまでは後期授業料の徴収を猶予することを申し添えます。

記

1. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免（4年生以上対象。以下「新制度による授業料減免」という。）

（1）新制度による授業料減免に認定されている方（日本学生支援機構給付奨学金奨学生である方）
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）」を9月22日（木）までに学生課学生係にご提出願います。

※様式については学生へ学内メールでも送付しております。

※期限までに提出がない方は、支援を「停止」する場合がありますのでご留意願います。

（2）新規で申請希望の方（前期に新制度による授業料減免に申請し不認定であった方を含む。）
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」を9月22日（木）までに学生課学生係にご提出願います。

※新制度による授業料減免を申請する方は、日本学生支援機構給付奨学金も併せて申請する必要があります。詳細は後日学内メール及び本校ウェブサイト以案内予定です。給付奨学金制度については、以下をご覧ください。

【日本学生支援機構 給付奨学金案内】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html

※2021年（1月1日～12月31日）の収入に基づく住民税情報が審査されるため、前期に新制度による授業料減免に申請し不認定であった方も支援の対象になる可能性があります。

以下のウェブサイトで試算できますので事前にご活用願います。

【日本学生支援機構 進学資金シミュレーター】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

2. 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除（専攻科2年生のみ対象。以下「経過措置による授業料免除」という。）

新制度による授業料減免の対象外又は新制度による授業料減免の免除額が従来の授業料免除制度による免除額を下回る方に対し、経過措置として差額が免除されます。申請を希望する方は、関連書類を郵送いたしますので、9月16日（金）までに学生課学生係にご連絡願います。

なお、提出書類の期限は10月7日（金）の予定です。

※この手続きは提出書類・添付書類を取り揃えるのに時間を要するため、お早めにご連絡くださいますようお願いいたします。

※前期に後期分も併せて申請した方は再度申請する必要はありませんが、令和4年4月以降に家計状況に変動（学資負担者の就職、転職、退職、年金額等の変更）があった場合は再提出が必要です。学生課学生係までお早めにご連絡願います。変更がない場合や、書類提出がない場合は、前期に提出された書類にて家計基準を審査します。

3. 災害等の特別な事情による授業料免除

以下の例に該当する方は、授業料免除が認められる場合がありますので、学生課学生係までお早めにご連絡願います。

なお、提出書類の期限は10月7日（金）の予定です。

- （1）新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変があった場合
- （2）授業料の納付期限前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- （3）授業料の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

【担当】

沖縄工業高等専門学校

学生課学生係

Tel. 0980-55-4032

Fax. 0980-55-4012

Email. ggakusei@okinawa-ct.ac.jp

令和 4 年度後期授業料免除申請要項

沖縄工業高等専門学校

I 授業料免除等の申請について

独立行政法人日本学生支援機構では、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して学資支給及び授業料等減免を行っています。また、独立行政法人国立高等専門学校機構では、災害等による特別な事由により授業料等の納付が著しく困難な学生や令和2年度以降の新制度において授業料等の減免の対象外となる学生及び令和元年以前の旧制度における支援額と新制度による支援額に差額が生じる学生に対して経過措置として授業料等の減免を行っています。

この要項は、両機構が支援する高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免及びその他の授業料免除（災害等により授業料の納付が困難であると認められる場合等）に本校の学生が申請する場合において、申請に係る対象者や認定の要件、提出書類等について取りまとめたものです。

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

以下の認定要件を満たす学生は、本人からの申請により支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。授業料等減免の申請は学校へ行き、給付型奨学金の申請は日本学生支援機構へ行ってください。

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

（1）国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

（2）在学期間等に関する要件

①過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。

②4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

③専攻科入学生は、本科卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する認定専攻科へ入学している者。

（3）学業成績等に関する基準

次の基準を満たすことが必要。

①4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

1) 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること

2) 高校卒業程度認定試験の合格者であること

3) 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

②5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

1) GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること

2) 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

（4）家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる収入及び資産の2つの基準を両方とも満たすことが必要。

①収入基準（※マイナンバー情報にしたがい、日本学生支援機構が審査します。）

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）
 ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内） 半期：117,300 円
第Ⅱ区分	100 円以上～25, 600 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3 半期：78,200 円
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3 半期：39,100 円

②資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

2 その他の授業料免除

（1）災害等による特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

（2）その他特別な事由により経済的に授業料の納付が困難な場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

（3）新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に算出することとし、直近三ヵ月分を4倍した金額を基に判定することを原則とする。

(4) 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除申請を行える場合

経済的理由によって授業料の納付が困難^{※1}であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる場合

○対 象：①令和元年度に第4学年以上（専攻科を含む。）に在籍していた学生

②新制度による授業料等の減免の対象外となる学生及び新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」^{※1}とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

3 提出書類

以下の区分によりそれぞれ提出する書類が異なります。提出された書類は返却できませんのでご注意ください。

(1) 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

詳しくはⅡの「提出書類」・Ⅲ「提出書類様式」を参照してください。

(2) その他の授業料免除（経過措置：国立高等専門学校機構における授業料免除）

詳しくはⅡの「提出書類」・Ⅲ「提出書類様式」を参照してください。

4 選考及び結果の連絡

(1) 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

以下のとおり、各基準の審査は、学校及び日本学生支援機構が行い、最終的な選考は日本学生支援機構が行います。

- ① 上述1（3）の学業成績に関する基準の審査は、学校が行います。
- ② 上述1（4）の家計の経済状況（収入・資産）に関する基準の審査は、日本学生支援機構が行います。

(2) その他の授業料免除

以下のとおり、各基準の審査は、学校及び国立高等専門学校機構が行います。

- ① 上述2（1）～（4）の学業成績に関する基準の審査は、学校が行います。
- ② 上述2（1）、（3）、（4）の場合の家計の経済状況に関する基準の審査は、学校が行います。
- ③ 上述2（2）の場合の家計の経済状況に関する基準の審査は、学校及び国立高等専門学校機構が行います。

上述の（1）及び（2）の選考結果は、学校が直接又は学校を経由して保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

6 申請に関するお問い合わせについて

ご不明な点等ありましたら、学生課学生係(TEL:0980-55-4032)までお問い合わせください。
(8:30～17:00 ※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く)

Ⅱ 提出書類

●高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

区分	提出書類	提出期限・発行機関
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【初回申請時】 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1) (書類提出期限) 令和4年9月22日 (木) 17時15分
	【継続時】 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書	(A様式2)(書類提出期限) 令和4年9月22日 (木) 17時15分

●その他の授業料免除制度(国立高等専門学校機構における授業料免除)

区分	提出書類	発行機関等
(1) 災害等による特別な事由による申請 (2) その他特別な事由の場合 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変 (4) 経済的な理由による申請(専攻科2年生対象)	授業料免除申請書 ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、(A様式1, 2)の提出で代えることができる。	(様式1)
	家族状況等申告書	(様式2)
	市区町村発行の所得証明書 ・令和4年度分(令和3年分についての記載があるもの) ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者、15歳未満、専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行
	住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場

2 該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【給付型奨学金予約採用候補者】 「採用候補者決定通知」のコピー	日本学生支援機構
その他の授業料免除申請者	「家族状況等申告書」(様式2)により該当する書類 →Ⅲ 提出書類様式 参照。	各機関

<提出期限等>

提出先：学生課学生係

高等教育の修学支援新制度		
区分	対象学生	提出期限
高等教育の修学支援新制度対象者	4年以上	(書類提出期限) … <u>A様式1, A様式2</u> 令和4年9月22日(木) 17時15分 ※新規申請の方は、日本学生支援機構給付奨学金も併せて手続きする必要があります。<u>提出書類、期限等の詳細は別途お知らせいたします。</u>

その他の授業料免除制度		
区分	対象学生	提出期限
(1) 災害等による特別な事由による申請	条件に該当する学生	(書類提出期限) 令和4年10月7日(金) 17時15分 該当すると思われる方は、学生課学生係まで、個別にご連絡ください。
(2) その他特別な事由の場合		
(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変		

その他の授業料免除制度(経過措置)		
区分	対象学生	提出期限
(4) 経済的な理由による申請	専攻科2年生	(新規申請<u>申出</u>期限) 令和4年9月16日(金) 17時15分 (書類提出期限) 令和4年10月7日(金) 17時15分 ※前期・後期併願者の追加書類も含みます。

(注)

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
 2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
 3. 提出期限後の提出については受付できません。
- ※2・3についてはコロナ感染症の影響による家計急変の場合を除く。

Ⅲ 提出書類様式

- 高等教育の修学支援新制度

※A様式については別添を参照。

- (経過措置を含む) その他の授業料免除制度

※申請を希望した学生へ配布いたします。

(様式1) 授業料免除申請書

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給(見込)証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書

<その他> ※「様式2」及び「各様式」に示す書類

様式1～様式9の添付は省略します。様式が必要な方は、学生課学生係へ連絡してください。(5頁の「6 申請に関するお問い合わせについて」を参照)

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

別添 給付奨学金と同時申請

令和4年 月 日

沖縄工業高等専門学校長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、沖縄工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が沖縄工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等	工学科 工学コース		学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	■昼（昼夜開講を含む） □夜 □通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（＊）	(学校名) なし		(期間/月数) —年—月—日～—年—月—日	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない			
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	☐ 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】		・「709010…(16ケタ)」又は「5…(11ケタ)」の番号を記入。まだ給付奨学金を申し込んでいない方、スカラネット入力をしていない方は記入不要です。		
☐ 在学採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】		・「709010…(16ケタ)」又は「5…(11ケタ)」の番号を記入。まだ給付奨学金を申し込んでいない方、スカラネット入力をしていない方は記入不要です。			

申請者	独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料，入学科及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則第3条以外での申請希望	
	(1) 申請希望 (あり ・ なし) ＜注意事項＞ ・対象者：経済的理由又は災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生 ・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。	
	以下、(1) でありに○をつけた方のみ回答してください。 (2) 学期区分 ☐ 前期 ☐ 後期 (3) 申請区分 ☐ 経済的な理由による申請【対象：専攻科2年生】 ☐ 災害等による特別な理由による申請 (1) 申請希望の「あり」○付けした方で、「令和4年度後期授業料免除申請要項」の「2 その他の授業料免除(1)～(4)」をご確認の上、該当すると思われる方は、チェックしてください。 ※その場合、(4) 申請理由への具体的な内容の記入をお願いいたします。 学校記入欄 ☐ 国立高専機構規則第134号第4条による申請 ☐ 国立高専機構規則第134号第10条による申請 (4) 申請理由（具体的に記入すること） ※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。	
保護者	(申請者との続柄)) 保護者（主たる学資負担者） 氏名 _____	

<以下を参考に、書ける内容を具体的に記入してください>
・家庭の収入状況。
・（経常的な収入が皆無または僅小）詳しい生活の方法。
・（主たる家計支持者が無職または失職している場合）いつからその状況なのか、
 生活費はどのように賄っているか。
・障害者、長期療養者の状況
・家計急変（家計収入に大きな影響を与える出来事）が起こった経緯、
その前後における状況。

別添

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

令和4年 月 日

沖縄工業高等専門学校長 殿

私は貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、沖縄工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が沖縄工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	☐ 昼（昼夜開講を含む） ☐ 夜 ☐ 通信	
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報（該当者のみ記入）				
	給付奨学金の奨学生番号				
	国立高専機構における授業料免除制度への申請希望（該当者のみ記入）				
	(1) 申請希望 (あり ・ なし)				
<注意事項>					
・ 対象者：経済的理由及び災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生					
・ 別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。					
・ 新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。					
以下、(1) でありに○をつけた方のみ回答してください。					
(2) 学期区分					
☐ 前期					
☐ 後期					

(3) 申請区分

- ☐ 経済的な理由による申請【専攻科2年生対象】
- ☐ 災害等による特別な理由による申請

別添

「令和4年度後期授業料免除申請要項」の
「2 その他の授業料免除(1)～(4)」をご参照ください。

学校記入欄 ☐ 機構規則第109号第7条による申請 ☐ 特別措置第2条第三項による申請

(4) 申請理由(具体的に記入すること)

※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。

保護者

(申請者との続柄)

保護者(主たる学資負担者) 氏名

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。(給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。)

- ・家庭の収入状況。
- ・(経常的な収入が皆無または僅小) 詳しい生活の方法。
- ・(主たる家計支持者が無職または失職している場合) いつからその状況なのか。
生活費はどのように賄っているか。
- ・障害者、長期療養者の状況。
- ・家計急変(家計収入に大きな影響を与える出来事)が起こった経緯、その前後における状況。

・・・等